

○沼津工業高等専門学校地域創生テクノセンター利用細則

(平成 16.6.9 制定)

最終改正 令和 3.3.19

(趣旨)

第1条 この細則は、沼津工業高等専門学校地域創生テクノセンター規則第9条の規定に基づき、沼津工業高等専門学校地域創生テクノセンター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 センターは、沼津工業高等専門学校地域創生テクノセンター規則第2条に規定する目的の用途に供するものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本校の教職員
- (2) 本校の学生及び研究生
- (3) センターが行う業務の参加者
- (4) その他センター長が適当と認めた者

(利用期間)

第4条 センターの利用期間は、原則として当該年度内とする。

(利用の申請及び許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、別記様式1のテクノセンター利用申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、原則として利用を開始しようとする日の属する月の前月初日までにセンター長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項に規定する以外のもので、第3条第2号に該当する者が利用しようとするときは指導教員が、同条第3号及び第4号に該当する者が利用しようとするときは、本校教職員が申請するものとする。

3 センター長は、第2条の目的に照らし地域創生テクノセンター運営委員会の議を経て許可するものとする。

(変更の許可)

第6条 前条の許可を得た者（以下「利用者」という。）が、許可の内容を変更しようとするときは、改めてセンター長の許可を得なければならない。

2 前項の変更の許可については、前2条の規定を準用する。

(利用の遵守事項)

第7条 利用者は、利用を許可された施設設備を正常な状態で利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設設備を利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 施設設備を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 利用を許可された施設設備以外の施設設備を利用しないこと。
- (4) 利用上知り得ることとなった他の利用者の技術情報等について、第三者に開示または漏洩しないこと、また、必要に応じ当事者間で秘密保持契約を締結する等、必要な措置を講じること。
- (5) その他センター長が行うセンターの管理上の指示に従うこと。

(利用状況報告等)

第8条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用状況等について報告を求めることができる。

- 2 利用者は、当初計画より早期に利用を終了又は中止するときは、速やかにセンター長に報告しなければならない。
- 3 利用者は、研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンターを利用した旨を明記するとともに、公表された論文等の写し1部をセンター長に無償で贈与するものとする。

(損害の賠償)

第9条 利用者が故意又は重大な過失により施設設備を汚損し、又は損傷したときは、利用者にその損害の賠償を求めることがある。

(利用許可の取消し)

第10条 利用者がこの細則及び利用条件に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、その者の利用の許可を取消し、又はその者の利用を制限することがある。

(機器の搬入等)

第11条 本校の教職員（以下「利用責任者」という。）が、センターに機器を搬入しようとするときは、別記様式2の機器搬入申請書に關係資料を添えて属する学科等の長（以下「申請者」という。）を通じてセンター長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 センター長は、第2条の目的に照らし地域創生テクノセンター運営委員会の議を経て

許可するものとする。

(搬入許可の取消し)

第12条 この細則及びセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、搬入許可を取消することがある。

(原状回復)

第13条 申請者及び利用責任者は、許可された設置期間終了後又は搬入許可を取消されたときは、速やかに機器を搬出し原状回復しなければならない。

(搬入経費等の負担)

第14条 機器の搬入、搬出等に係る経費は、利用責任者の管理する予算又は利用責任者の属する学科等の管理する予算による負担とする。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年9月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年2月28日から施行し、令和元年11月13日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。